

## 生駒市郷土資料館新設準備検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 生駒市郷土資料館(以下「資料館」という。)の新設に関する事項について検討協議し、魅力ある施設の開設を図るため生駒市郷土資料館新設準備検討懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、学校教育関係者その他教育長が必要と認める者のうちから教育長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱された日から資料館開設にかかる検討協議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

(会長等の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(報告)

第7条 会長は、第1条に規定する検討協議を終了したときは、その結果を教育長に報告しなければならない。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。